国立大学法人和歌山大学教育研究アドバイザー規程

制 定 平成 2 7年 7月 8日 法人和歌山大学規程 第 1 6 8 5号 最終改正 令和 5年 6月 2 3日

(目的)

第1条 国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)の教育研究に関して専門的な知識や経験を有する者を「教育研究アドバイザー」として委嘱し、本学の業務遂行を円滑に行うことを目的とする。

(職務)

第2条 教育研究アドバイザーは、当該学部、学環(以下「学部等」という。)又は附属機関等において、本学の業務における指導及び助言等を行うものとする。

(委嘱等)

- 第3条 教育研究アドバイザーは、次の各号の一に該当する者で、専門的な知識や経験を有する者のうちから、学長が委嘱する。
 - (1) 常時勤務の教員以外の教職員
 - (2) 本学の教職員以外の者

(選考)

第4条 教育研究アドバイザーの選考は、当該学部等の教授会又はこれに代わる委員会の議 を経て、学長が行う。

(任期)

第5条 教育研究アドバイザーの任期は、委嘱日から当該年度の末日を超えないものとする。

(報酬等)

第6条 教育研究アドバイザーには、本学の規定に基づき、謝金及び交通費(旅費)を支給 することができる。

(その他)

第7条 ここに定めるもののほか、教育研究アドバイザーに関しては、必要に応じて別に定める。

附則

この規程は、平成27年7月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 附 則(令和5年6月23日一部改正:法人和歌山大学規程第2619号)

この規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。